

# ごみに関するのお知らせです


## 1 電池類・水銀使用製品の回収ボックスを設置します！

村では、資源の有効活用とごみ処理施設等での火災事故防止のため、4月1日から電池類や水銀使用製品の拠点回収を開始します。

排出される際は、役場正面玄関フロアに設置の回収ボックスへお持ち込みください。  
なお、お店や事業所から排出されるものは対象ではありませんのでご注意ください。

品目	電池類(充電できないもの)	水銀使用製品
対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・筒形乾電池(アルカリ、マンガン等)</li> <li>・ボタン電池</li> <li>・コイン電池</li> </ul> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直管形／環形蛍光灯</li> <li>・電球型蛍光灯</li> <li>・水銀体温計</li> <li>・水銀血圧計</li> </ul> 
出し方	<p>火災の恐れがあるため、必ずプラス極とマイナス極に<b>透明なビニールテープ</b>等で絶縁処理をしてください。</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 蛍光灯 → 購入時の箱に入れるか、新聞紙等で包む</li> <li>● 体温計や血圧計 → 新聞紙等で包む</li> <li>● 割れているもの → 袋に入れる</li> </ul> <p>※いずれも中身が分かるように明示してください。(例:「体温計」、「割れた蛍光灯」など)</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 10px; display: inline-block;">             割れないように処理してください！         </div>

上記のほかにも、役場では、様々なものを回収しています！

品目	小型家電	充電式電池	廃食用油	インクカートリッジ
対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スマホ</li> <li>・パソコン</li> <li>・デジカメ</li> <li>・電子辞書 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・モバイルバッテリー</li> <li>・リチウムイオン電池</li> <li>・ニッケル水素電池</li> <li>・ニカド電池 など</li> </ul>	<p>食用油全般 (バターやマーガリン等含む)</p>	<p>使用済みの インクカートリッジ (全メーカー対応)</p>
出し方 ・ ポイント	<p>乾電池等は外す。</p> <p>充電式小型家電も受け入れ開始します！</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電動歯ブラシ</li> <li>・電動シェーバー</li> <li>・ポータブルスピーカー</li> <li>・ハンディファン</li> <li>・ワイヤレスイヤホン</li> <li>・スマートウォッチ</li> </ul>	<p>①できる限り充電を使い切る。</p> <p>②透明なビニールテープ等で絶縁処理をする。</p> <p>変形・膨張したのものも役場で受け入れ開始します！</p>	<p>①ボトルを回収ボックスから持ち帰る。</p> <p>②ボトルに油を詰め、回収ボックスへ。</p> <p>《役場以外の回収場所》 公民館／ユースピア 保健センター／幼稚園 保育所</p>	<p>できる限りインクを使い切る。</p> 

裏面へつづく

## 2 令和8年度のリサイクルボックス設置再開について


昨年 11～12 月に幼稚園駐車場南側に設置していたリサイクルボックスについて、令和 8 年度はリニューアルした形で再設置を予定しております。

冬季閉鎖が明け、再開を心待ちにしていた皆さまには大変申し訳ございませんが、5 月開始を目途に準備を進めております。

開始時期については早まる場合がございますが、決まり次第、広報等を通じて改めて皆さまへ周知いたしますので、今しばらくお待ちください。

## 3 役場で実施している事業について

### ● ごみ処理機等設置補助金



令和 8 年度より  
補助対象となりました！

- ・ガーデンシュレッダー
- ・ウッドチッパー

とも呼ばれます。

対 象	生ごみ処理容器	電動生ごみ処理機	剪定枝破碎機
補助率	2 分の 1 (100 円未満切り捨て)		
交付 上限額	5,000円	30,000円	30,000円
対象者	村内に住所を有し、かつ居住している者		行政区および村内を 活動拠点とする各種団体
注意点	①中古品又は個人売買によるものは補助の対象外とする。 ②補助金の算定にあたっては、本体と最低限必要な付属品の分のみを対象とする。 (消耗品、送料、保証料、振込手数料等は含まない。)		

### ● 電動生ごみ処理機貸出事業



(左側：パリパリキューライト、右側：パリパリキュー)

燃やせるごみの減量化は、水分を減らす・なくすことがポイントです！！

村では、乾燥式の電動生ごみ処理機を無料貸出事業を行っています。

興味がある方はお気軽にお申し込みください。

「購入を検討しているけど、その前に実際に使ってみたい！」という方にオススメです💡



お問い合わせ：住民課ほけん係 TEL(0241)27-8830